

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年3月12日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

議決事項

- 第1 議案第7号 墨田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 第2 議案第8号 墨田区立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第3 議案第9号 墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について
- 第4 議案第10号 墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

報告事項

- 第1 新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出に係る対応について(資料1)
- 第2 学校医等に対する永年勤続功労感謝状の贈呈について(資料2)
- 第3 新型コロナウイルス感染症対策における区立図書館の対応について(資料3)

議案第7号

墨田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年3月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

諸般の情勢に鑑み、公印に係る台帳等の様式から押印の記載を削るとともに、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会公印規則（昭和41年墨田区教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公印台帳）</p> <p>第4条 庶務課長は、<u>墨田区教育委員会公印台帳（第1号様式）</u>を作成し、公印の新調、改刻又は廃棄の都度必要な事項を記載し、整備しておかなければならない。</p> <p>（公印の新調及び改刻の申請）</p> <p>第5条 公印管守者は、公印を<u>新調し、又は改刻する必要があると認め</u>たときは、<u>公印新調・改刻申請書（第2号様式）</u>により庶務課長に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、庶務課長は、必要があると認めるときは、申請によらずに公印の新調を行うことができる。</u></p> <p>（旧印の引継ぎ、保存及び廃棄）</p> <p>第6条 公印管守者は、公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その印章及び<u>印影を公印引継書（第3号様式）</u>により庶務課長に速やかに引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（公印の事故届）</p> <p>第7条 公印管守者は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、<u>公印事故届（第4号様式）</u>により庶務課長に<u>届出</u>なければならない。</p> <p>（公印押印上の注意）</p> <p>第10条 公印の<u>押印</u>を求めようとする者（以下「公印押印者」という。）は、<u>押印しようとする文書その他の物（以下「文書等」という。）に決定済みの書類を添えて</u>公印管守者の照合を受けなければならない。<u>この場合において、墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）その他の諸規程において準用</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第4条 庶務課長は、<u>第1号様式による公印台帳</u>を作成し、公印の新調、改刻又は廃棄の都度必要な事項を記載し、整備しておかなければならない。</p> <p>[同左]</p> <p>第5条 公印管守者は、公印を<u>新調又は改刻する必要があると認め</u>たときは、<u>第2号様式</u>により庶務課長に申請しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第6条 公印管守者は、公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その印章を<u>第3号様式</u>により庶務課長に速やかに引き継がなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第7条 公印管守者は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、<u>第4号様式</u>により庶務課長に<u>届出</u>なければならない。</p> <p>（公印なつ印上の注意）</p> <p>第10条 公印の<u>なつ印</u>を求めようとするときは、<u>なつ印しようとする文書その他の物（以下「文書等」という。）に決裁済みの書類をそえて</u>公印管守者の照合を受けなければならない。</p>

<p>する<u>墨田区文書管理規程（平成16年墨田区訓令第11号。次項において「準用文書管理規程」という。）第4条第1項に規定する電子決定方式による起案文書にあっては、文書管理システムに記録した事項を印刷物として出力するものとする。</u></p>	
<p>2 前項の照合を受けた公印押印者は、当該文書等に明瞭かつ正確に公印を押すとともに、<u>決定済みの文書（準用文書管理規程第4条第2項に規定する書面決定方式によるものに限る。）に公印押印済みの表示をし、墨田区教育委員会割印を除く公印にあっては、公印使用簿（第5号様式）に必要な事項を記入しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の規定により照合の結果、<u>公印のなつ印を適当と認めたときは、公印管守者は、当該文書等に明瞭かつ正確に公印を押すとともに、決裁済みの文書に公印なつ印済みの表示をし、第5号様式による公印使用簿に必要な事項を記入しなければならない。</u></p>
<p>3 <u>公印管守者は、公印の適正な使用上特に支障がないと認めるときは、第1項の照合を公印押印者に自ら行わせることができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(公印の印影の印刷)</p>	<p>(公印の刷込み)</p>
<p>第11条 公印の押印に代えて印影を印刷する必要があるときは、庶務課長の承認を得て刷込式にすることができる。</p>	<p>第11条 公印のなつ印にかえて印影を印刷する必要があるときは、庶務課長の承認を得て刷込式にすることができる。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(電子計算組織による公印の印影の打出し)</p>	<p>[同左]</p>
<p>第12条 一時に大量に交付し、又は即時に交付する文書等について、庶務課長が交付の日時、場所その他の事情を考慮して適当と認めるときは、電子計算組織に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を当該文書等に打ち出して公印の押印に代えることができる。</p>	<p>第12条 一時に大量に交付し、又は即時に交付する文書等について、庶務課長が交付の日時、場所その他の事情を考慮して適当と認めるときは、電子計算組織に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を当該文書等に打ち出して公印のなつ印にかえることができる。</p>
<p>第1号様式 [別紙1のとおり] 第2号様式 [別紙3のとおり] 第3号様式 [別紙5のとおり] 第4号様式 [別紙7のとおり] 第5号様式 [別紙9のとおり]</p>	<p>第1号様式 [別紙2のとおり] 第2号様式 [別紙4のとおり] 第3号様式 [別紙6のとおり] 第4号様式 [別紙8のとおり] 第5号様式 [別紙10のとおり]</p>

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

〔別紙1〕

第1号様式〔改正後〕

No. _____				
墨田区教育委員会公印台帳				
公 印 名				書体・寸法
使 用	開 始 年月日	年 月 日		廃 止 年月日
	受領者			理 由
印 影			用 途	
			材 質	
公 印 管 守 者			公 印 管 守 者	
	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで
備 考				

(A4)

〔別紙2〕

第1号様式〔改正前〕

No. _____

墨田区教育委員会公印台帳

公 印 名		書体・寸法	
使 用	開 始 年月日	年 月 日	廃 止 理由
	受領者	年 月 日	年 月 日
印 影	㊦		用 途
			材 質
公 印 管 守 者		公 印 管 守 者	
	年 月 日から		年 月 日から
	年 月 日まで		年 月 日まで
	年 月 日から		年 月 日から
	年 月 日まで		年 月 日まで
	年 月 日から		年 月 日から
	年 月 日まで		年 月 日まで
	年 月 日から		年 月 日から
	年 月 日まで		年 月 日まで
備 考			

〔別紙3〕

第2号様式〔改正後〕

<p>公 印〔新 調〕申 請 書 〔改 刻〕</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>教育委員会事務局庶務課長 様</p> <p style="text-align: right;">公印管守者 職 氏 名</p> <p>公印の〔新調〕について、下記のとおり申請します。 〔改刻〕</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
公 印 名	
書 体 ・ 寸 法	
理 由	
使 用 開 始	年 月 日
印 影	

(A4)

〔別紙4〕

第2号様式〔改正前〕

公 印〔新 調〕
改 刻 申 請 書

年 月 日

教育委員会事務局庶務課長様

公印管守者
職 氏 名

㊞

公印の〔新調〕
改刻について、下記のとおり申請します。

記

公 印 名	
書 体 ・ 寸 法	
理 由	
使 用 開 始	年 月 日
印 影	

〔別紙5〕

第3号様式〔改正後〕

公 印 引 継 書		年 月 日
教育委員会事務局庶務課長 様		
公印管守者 職 氏 名		
公印について、下記のとおり引き継ぎます。		
記		
公 印 名		
書 体 ・ 寸 法		
使 用 しなく なった	理 由	
	年 月 日	年 月 日
印 影		

(A4)

〔別紙6〕

第3号様式〔改正前〕

公 印 引 継 書

年 月 日

教育委員会事務局庶務課長様

公印管守者
職 氏 名

㊞

公印について、下記のとおり引き継ぎます。

記

公 印 名		
書 体 ・ 寸 法		
使 用 理 由 し なく な った	年 月 日	
	年 月 日	
印 影		

〔別紙7〕

第4号様式〔改正後〕

公 印 事 故 届	
年 月 日	
教育委員会事務局庶務課長 様	
公印管守者 職 氏 名	
下記のとおり、公印に事故が <u>あったので</u> 届け出ます。	
記	
公 印 名	
事故発生年月日	年 月 日
事 故 の 内 容	
事 故 に 対 す る 処 理	
備 考	

(A4)

〔別紙8〕

第4号様式〔改正前〕

公 印 事 故 届

年 月 日

教育委員会事務局庶務課長様

公印管守者
職 氏 名

㊞

下記のとおり、公印に事故がありましたのでお届けします。

記

公 印 名	
事故発生年月日	年 月 日
事 故 の 内 容	
事 故 に 対 す る 処 理	
備 考	

議案第8号

墨田区立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年3月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

現状に即した規定とするため、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立幼稚園の管理運営に関する規則（平成20年墨田区教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期間及び休業日）</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>園長の申出</u>により教育委員会が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（臨時休業の報告）</p> <p>第4条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）<u>第39条の規定により準用する施行規則第63条の規定による臨時休業の報告書</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>（副園長）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>法第28条の規定により準用する法第37条第6項の規定による副園長が園長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（園長代理）</p> <p>第7条 <u>副園長の置かれていない幼稚園</u>にあっては、園長に事故があるとき、又は園長が欠けたときは、教育委員会は、所属職員の中から園長代理を命ずるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（教材の選定）</p> <p>第14条 幼稚園は、教材を使用する場合、<u>第11条の規定により編成する教育課程</u>に準拠し、かつ、次の要件を備えるものを選定するものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>園長の申し出</u>により教育委員会が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）<u>第63条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による臨時休業の報告書</u>には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>法第37条第8項及び同項の規定を準用する法第28条に規定する副園長が園長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 <u>教頭の置かれていない幼稚園</u>にあっては、園長に事故があるとき、又は園長が欠けたときは、教育委員会は、所属職員の中から園長代理を命ずるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第14条 幼稚園は、教材を使用する場合、<u>第11条により編成する教育課程</u>に準拠し、かつ、次の要件を備えるものを選定するものとする。</p>

(1)・(2) 〔略〕 2 〔略〕	(1)・(2) 〔略〕 2 〔略〕
----------------------	----------------------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第9号

墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について

上記の議案を提出する。

令和3年3月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について

	No.	学校名	学年	氏名・団体名	ふりがな	表彰資格	
表彰対象者	1	寺島中学校	3年	田口 文喜	たぐち みはる	全国間税会総連合会最優秀賞	令和2年度税の標語コンクール
	2	両国小学校	2年	粂山 香都	もみやま こと	文部科学大臣賞	令和2年度交通安全ファミリー作文コンクール小学生の部
	3	豎川中学校	3年	宇佐美 茉奈	うさみ まな	金賞	第57回関東地区中学生海の絵画コンクール
	4	豎川中学校	2年	小川 莉子	おがわ りこ	銀賞	第57回関東地区中学生海の絵画コンクール

議案第10号

墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

上記の議案を提出する。

令和3年3月12日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

学校名	性別	氏 名	よ み が な
墨 田 中学校	男	西 浦 翼	にしうら つばさ
	女	菱 田 彩 音	ひしだ あやね
本 所 中学校	男	宮 林 隼 士	みやばやし はやと
	女	中 野 楽 々	なかの らら
両 国 中学校	男	西 澤 琉 也	にしざわりゅうや
	女	大 西 月 稀	おおにし つき
豎 川 中学校	男	藤 田 祐 秀	ふじた よしひで
	女	武 田 千 菜	たけだ ちな
錦 糸 中学校	男	吉 田 樹	よしだ たつき
	女	徳 山 ふ う	とくやま ふう
吾 嬭第二 中学校	男	伊 藤 大 惺	いとう たいせい
	女	成 澤 桃 花	なるさわ ももか
寺 島 中学校	男	板 垣 拓 志	いたがき たくと
	女	小 端 陽 奈	こはな ひな
文 花 中学校	男	伊 端 哲 平	いばた てっぺい
	女	袴 田 実 紅	はかまだ みく
桜 堤 中学校	男	小 林 一 義	こばやし かずよし
	女	椎 名 悠 羽	しいな ゆう
吾 嬭立花 中学校	男	宮 野 太 梧	みやの だいご
	女	古 澤 ゆ め	ふるさわ ゆめ

新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出に係る対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出に係る対応については、国の「緊急事態宣言」等を踏まえ、令和3年1月8日から当面の間、使用時間の短縮を実施しているとともに、新規の利用団体の使用申請受付を停止している。

今後、卒業式や入学式等の各種行事が控えている状況下において、新型コロナウイルス感染症対策を更に徹底するため、以下のとおり、施設の使用に当たり、新たな制限を設ける必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年2月19日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応について

小・中学校別に、学校施設貸出の統一的な休止期間を設ける。

3 対象施設及び休止期間

(1) 小学校

ア 体育館	令和3年3月11日(木)から令和3年4月9日(金)
イ 校庭	令和3年3月18日(木)から令和3年3月25日(木) 令和3年3月31日(水)から令和3年4月7日(水)

(2) 中学校

ア 体育館	令和3年3月6日(土)から令和3年4月9日(金)
イ 柔剣道場	令和3年3月13日(土)から令和3年4月9日(金)
ウ 校庭	令和3年3月13日(土)から令和3年3月20日(土) 令和3年4月1日(木)から令和3年4月8日(木)

4 周知方法

区ホームページに掲載するとともに、各学校を通じて周知する。

5 根拠法令

墨田区立学校施設使用条例第8条第4項

学校医等に対する永年勤続功労感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱及び、感謝状・表彰状交付基準要綱細目基準に基づき、30年勤続・25年勤続・15年勤続の学校医・学校歯科医・学校薬剤師に対する永年勤続感謝の表彰を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況から、例年行ってきた感謝状贈呈式典は中止し、感謝状と記念品は学校等を通じて贈呈した。

永年勤続功労感謝状表彰者 [30年]

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校歯科医	<small>ながくら たかこ</small> 永倉 貴子	押上小学校
学校薬剤師	<small>いなば いちろう</small> 稲葉 一郎	二葉小学校
学校薬剤師	<small>いしかわ ふみこ</small> 石川 文子	桜堤中学校

(敬称略)

永年勤続功労感謝状表彰者 [25年]

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医	<small>たかはし まさと</small> 高橋 正人	第一寺島小学校
学校医 (精神)	<small>おぎの こうへい</small> 荻野 耕平	全中学校
学校薬剤師	<small>やまむら よしたか</small> 山村 昌敬	菊川小学校、菊川幼稚園

(敬称略)

永年勤続功労感謝状表彰者 [15年]

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医	<small>にしじま ゆみ</small> 西島 由美	曳舟小学校、押上小学校
学校歯科医	<small>ゆざわ のぶよし</small> 湯澤 伸好	本所中学校
学校歯科医	<small>うだがわ ひろたか</small> 宇田川 宏孝	菊川幼稚園
学校薬剤師	<small>つきむら しょういち</small> 月村 庄一	第三寺島小学校、第三寺島幼稚園

(敬称略)

新型コロナウイルス感染症対策における区立図書館の対応について

1 理由

令和3年3月5日、国の「緊急事態宣言」の期間延長が決定したことに伴い、区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、区立図書館について、開館時間の変更期間を延長する必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年3月5日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針

(1) 開館時間の変更期間を延長する施設

ひきふね図書館

(2) 延長期間

開館時間の変更(※)について、令和3年3月21日まで延長する。

※ 開館時間の変更（短縮）

令和3年1月8日から同年3月7日まで、当館の閉館時間を「午後9時まで」から「午後8時まで」に短縮している。（休日を除く月曜から土曜日まで）